

ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付要綱

【趣 旨】

第1条 市長は、福島原子力発電所の事故により被害を受けた農漁業者（以下「被害農漁業者」という。）の経営の安定を図るため、船橋市補助金等の交付に関する規則及びこの要綱に基づいて、融資機関が当該被害農漁業者に対し、農漁業経営の維持安定のために要する資金を貸付けた場合において、当該融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付する。

【事業の経費及び利子の補給率等】

第2条 利子補給金の対象となる事業の経費、利子の補給率及び補給期間は、次のとおりとする。

経 費	補 給 率	補給期間
被害農漁業者の経営の維持安定のために要する資金	1.65%	3年

【補助金の額】

第3条 第1条の規定により交付する補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎日最高残高〔延滞額を除く〕の総和を365で除して得た金額）に対し、第2条に規定する事業の利子補給率を乗じて得た額の合計とする。

【利子補給契約】

第4条 市長は、融資機関が被害農漁業者の経営の維持安定のために要する資金を貸し付けるときは、予算の範囲内で利子補給を行う旨の契約を当該融資機関と結ぶものとする。

【利子補給補助金の申請・融資実行報告書】

第5条 補助金交付の申請をしようとする者は、市長が定める期日までに次に掲げる手続きをとらなければならない。

- (1) ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出すること。
- (2) 審査にあたり、借入希望者に対し、損失額計算書（別記第2号様式）及び必要書類を徴収し、被害（損失）状況等確認票（別記第3号様式）を作成すること。
- (3) 月ごとの融資実行状況を融資実行報告書（別記第4号様式）に被害（損失）状況等確認票（別記第3号様式）を添付して翌月5日までに市長へ報告すること。

【交付決定の通知】

第6条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、その旨をちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により、当該融資機関に通知する。

【補助事業の変更】

第7条 補助事業の変更の承認を受けようとする場合には、その理由及び内容を記載したちばの農業・漁業を応援する資金利子補給事業変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

【実績報告書】

第8条 利子補給事業の実績を報告しようとする場合には、事業の完了の日から10日以内にちばの農業・漁業を応援する資金利子補給事業実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

【額の確定通知】

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額の確定をし、ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該融資機関に通知する。

【利子補給補助金の請求】

第10条 補助金交付の請求をしようとするものは、ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

【補助金の打切り又は返還】

第11条 市長は、利子補給契約を結んだ融資機関が当該契約事項に違反したとき、又はこの要綱に基づく資金を借り受けた農漁業者がその借入金をその目的に反して使用した時は、当該融資機関に対し交付すべき補助金の全部もしくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

【報告及び検査】

第12条 市長は、ちばの農業・漁業を応援する資金の貸付が適正に行われているかどうか知るために必要があると認めるときは当該資金の融資機関から報告を徴し、又はその職員をして関係ある場所に立ち入り、帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

【その他】

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は平成23年9月30日から適用する。

別記第1号様式

ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付申請書（実績報告書）

平成 年 月 日

船橋市長

あて

機 関 名

所 在 地

代表者氏名

⑩

平成 年度においてちばの農業・漁業を応援する資金利子補給事業を実施したので、ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり利子補給補助金の交付を申請する。

（ 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったちばの農業・漁業を応援する資金補給事業が終了したので、ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり実績を報告する。）

記

1 利子補給補助金 円

2 利子補給計画（実績） 別紙のとおり

別記第5号様式

ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給事業変更承認申請書

平成 年 月 日

船橋市長

あて

機 関 名

所 在 地

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった利子補給の一部を次のとおり変更したいので、ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付要綱第6条の規定によりその承認を申請します。

記

- 1 ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付申請書を添付すること。
- 2 理由を記入すること。

別記第6号様式

ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付請求書

平成 年 月 日

船橋市長

あて

機 関 名

所 在 地

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあったちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金を、ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求する。

記

金

円

別記第7号様式

ちばの農業・漁業を応援する資金利子補給費補助金交付決定通知書（確定通知書）

船橋市指令第 号
（船農第 号）
平成 年 月 日

様

船橋市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった利子補給補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

（ 年 月 日付けで実績報告のあった利子補給補助金の交付について、下記のとおり額を確定したので通知します。）

記

交付決定額 円
（交付確定額 円）